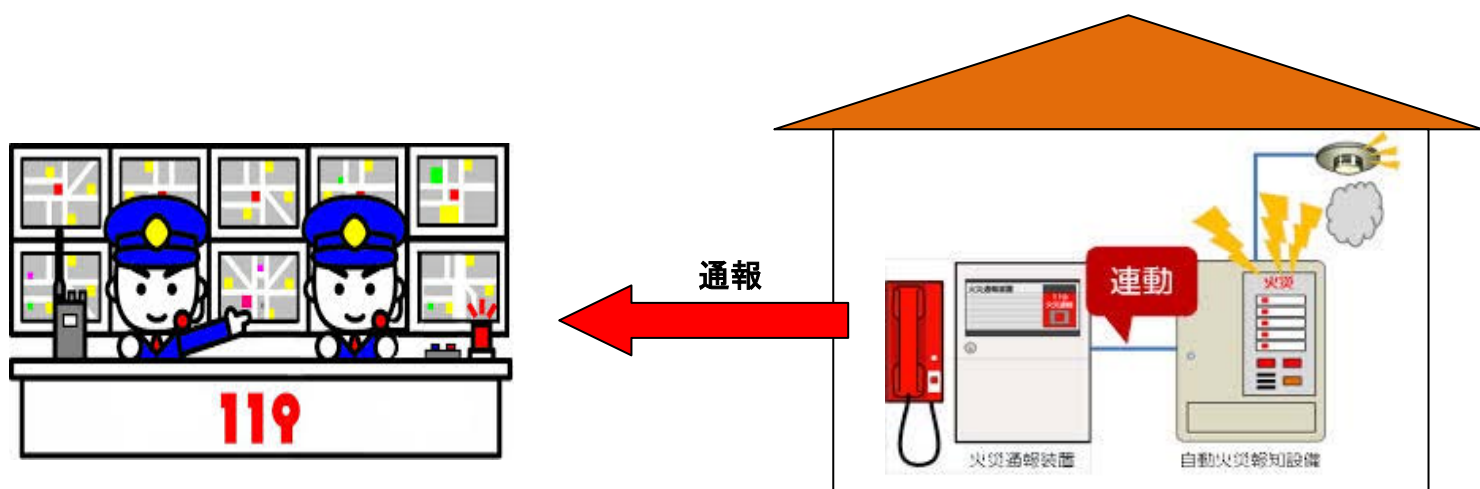


消防機関へ通報する火災報知設備の基準が改正されます！

自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等（令別表第一(6)項口に掲げる施設）における消防機関へ通報する火災報知設備について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することが義務付けられます。



【改正法令の施行日について】

改正法令は平成27年4月1日に施行されます。ただし、既存施設（新築、改築工事中含む）については、平成30年3月31日まで経過措置が設けられています。



お問合せ先

消防局予防課 Tel.0742-35-1192

南消防署 Tel.0742-35-1149

北消防署 Tel.0742-71-9119

中央消防署 Tel.0742-22-7051

西消防署 Tel.0742-45-7621

東消防署 Tel.0743-82-0513